

2022 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 佐賀銀行
代 表 者 名 取締役頭取 坂井 秀明
(コード 番 号 8395 東証プライム、福証)
問 合 せ 先 執行役員総合企画部長 中島 秀樹
(Tel 0952-25-4555)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、2022 年 6 月 29 日開催予定の第 93 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を附議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当行は、2022 年 3 月 14 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、第 93 期定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

(3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 6 月 29 日 (予定)
定款変更の効力発生日	2022 年 6 月 29 日 (予定)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条～第11条 (条文省略)	第5条～第11条 (現行どおり)
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第12条～第15条 (条文省略)	第12条～第15条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
第16条 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(電子提供措置等)
(新設)	第16条 1. 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第17条～第18条 (条文省略)	第17条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員 数)	(員 数)
第19条 当銀行の取締役は、14名以内とする。	第19条 1. 当銀行の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、14名以内とする。 2. 当銀行の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。
(新設)	
(選任方法)	(選任方法)
第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。	第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

現行定款	変更案
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設) (新設) (新設) 第22条～第24条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議の省略) 第26条 取締役会の決議事項について、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</u> (新設) (取締役会規程) 第27条 (条文省略) (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(任期) 第21条 1. <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> 第22条～第24条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議の省略) 第26条 取締役会の決議事項について、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (業務執行の決定の取締役への委任) 第27条 <u>当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会規程) 第28条 (現行どおり) (報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>

現行定款	変更案
(社外取締役との責任限定契約) 第29条 (条文省略)	(社外取締役との責任限定契約) 第30条 (現行どおり)
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
(<u>監査役および監査役会の設置</u>)	(<u>監査等委員会の設置</u>)
第30条 当銀行は、 <u>監査役および監査役会</u> を置く。	第31条 当銀行は、 <u>監査等委員会</u> を置く。
(員数)	(削除)
第31条 当銀行の監査役は、4名以内とする。 <u>そのうち社外監査役でない監査役を1名以上とする。</u>	
(選任方法)	(削除)
第32条 1. <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
2. <u>当銀行は、会社法第329条第3項の規定に基づき、定款に定める社外監査役でない監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>	(削除)
3. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	(削除)
(任期)	(削除)
第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
(常勤の監査役)	(削除)
第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	
(監査役会の招集通知)	(監査等委員会の招集通知)
第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u> ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。</u> ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(監査役会規程)	(監査等委員会規程)
第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>

現行定款	変更案
(報酬等) <u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> (社外監査役との責任限定契約) <u>第38条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</u> 第 6 章 会 計 監 査 人 (会計監査人の設置) 第39条 (条文省略) 第 7 章 計 算 第40条～第43条 (条文省略) (新設)	(削除) (削除) 第 6 章 会 計 監 査 人 (会計監査人の設置) 第34条 (現行どおり) 第 7 章 計 算 第35条～第38条 (現行どおり) <u>附則</u> (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) <u>1. 当銀行は、第93期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。</u> (電子提供措置等に関する経過措置) <u>2. 変更前の定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後の定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> <u>3. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第16条はなお効力を有する。</u> <u>4. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>